

第四期特定健康診査等実施計画

神奈川県管工事業健康保険組合

最終更新日：令和6年01月18日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】		
No.1	保健事業全般、特に特定健診事業や特定保健指導事業の実施において、事業主（事業所）との連携が図られていない。	➔ 特定健診事業や特定保健指導事業の実施において、事業主（事業所）との連携した事業展開、実施体制を整える。
No.2	年代別一人当たり医療費において、特に55歳以上の加入者の医療費が全健保平均と比較して高い。	➔ ・健診結果の経年変化状況を個人ごとに通知し、加入者の健康意識の向上を図る。 ・広報誌など効果的なわかりやすい広報、通知等の工夫をする。
No.3	特定健診実施率が、被保険者・被扶養者とも全健保平均を下回っている。	➔ ・事業主健診結果を確実に取得するため施策を実施する。 ・被扶養者の特定健診実施数を増やすための施策を実施する。
No.4	特定保健指導実施率が、全健保平均より大きく下回っている。	➔ ・特定保健指導実施率向上のため、事業主（事業所）と連携した施策を講じる。 ・特定保健指導が受けやすい実施環境を整える。
No.5	・一人当たり医療費が、「新生物」、「循環器系疾患」が特に多く、続いて「内分泌・栄養・代謝疾患」、「筋骨格系・結合組織疾患」が高く、すべて全健保平均を上回っている。 ・生活習慣病に係る疾患の一人当たり医療費が全健保平均より非常に大きい。	➔ ・「循環器系疾患」、「内分泌・栄養・代謝疾患」は生活習慣病が主因であることから予防対策が可能であり、健診データからリスク者が把握できるため、健保組合として対策を講じていく。 ・「新生物」は早期発見、早期治療が大切であるため、毎年健診を受ける重要性を広報・周知していく。
No.6	・「受診勧奨基準値以上の者」が相当数いる。それらを放置されたままの結果として重症疾患の医療費が高い可能性があると考えられる。 ・レセプトがなく、血糖値や血圧値が受診勧奨基準以上の者が多数存在する。	➔ ・血統と血圧を主に、早期治療のための受診勧奨を行う。受診勧奨は、対象者が自らリスクを正しく認識していない可能性も考えられるため、健診データを活用し、リスクの周知を図り、早期医機関への受診に繋げていく。
No.7	・女性の疾患「子宮がん」の一人当たり医療費が全健保平均を上回っている。	➔ ・「乳がん検査」及び「子宮がん検査」は早期発見、早期治療に繋がると考えられることから継続する。
No.8	・新生物疾患の一人当たり医療費は、高い水準にある。	➔ ・40歳以上の加入者はもとより、若年層の被保険者への「胃検査」は早期発見、早期治療で重症化が防止できることから継続する。
No.9	・ジェネリック医薬品使用割合は、全健保平均を下回っている。	➔ ・数量ベースのジェネリック医薬品への使用割合は向上しているが、未だ未切替の者への勧奨を継続する。

基本的な考え方（任意）
<p>特定健康診査等の基本的な考え方 日本内科系8学会が合同でメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の疾患概念と判断基準を示した。これは内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧症は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や体重増加等が様々な疾患の原因となることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができることになる。 ※平成20年度～平成24年度（第一期）、平成25年度～平成29年度（第二期）、平成30年度～令和5年度（第三期）の実績を踏まえ第四期計画を策定する。</p> <p>特定保健指導の基本的な考え方 生活習慣病予備軍の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのため保健指導では対象者自身が健診結果を理解して自らが生活習慣を変えることができるように支援することにある。</p> <p>事業主等が行う健康診断及び保健指導との関係 事業主が行う被保険者の定期健康診断について、当健康保険組合は特定健診項目にあたるデータを事業主から受領する。また、特定保健指導については健康保険組合が主体となって行うが、事業主との連携により実施する。</p>

特定健診・特定保健指導の事業計画【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名	健康診断実施後の事業所個別面談	対応する健康課題番号	No.1, No.4																																			
↓																																						
事業の概要 <table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td>対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>健保組合より事業主に対し、特定保健指導該当者に指導参加を依頼し外部委託先で特定保健指導を実施する</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>事業主（事業所担当者）との健康課題を共有し特定保健指導の依頼</td> </tr> </table>		対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者	方法	健保組合より事業主に対し、特定保健指導該当者に指導参加を依頼し外部委託先で特定保健指導を実施する	体制	事業主（事業所担当者）との健康課題を共有し特定保健指導の依頼	事業目標 健康課題を共有し特定保健指導をおこない、特定保健指導対象者を減らす																														
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者																																					
方法	健保組合より事業主に対し、特定保健指導該当者に指導参加を依頼し外部委託先で特定保健指導を実施する																																					
体制	事業主（事業所担当者）との健康課題を共有し特定保健指導の依頼																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th>R9年度</th> <th>R10年度</th> <th>R11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アウトカム指標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定保健指導対象者の減少率</td> <td>15%</td> <td>16%</td> <td>17%</td> <td>18%</td> <td>19%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>アウトプット指標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定保健指導実施率</td> <td>8%</td> <td>10%</td> <td>15%</td> <td>20%</td> <td>25%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>		評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	アウトカム指標							特定保健指導対象者の減少率	15%	16%	17%	18%	19%	20%	アウトプット指標							特定保健指導実施率	8%	10%	15%	20%	25%	30%
評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度																																
アウトカム指標																																						
特定保健指導対象者の減少率	15%	16%	17%	18%	19%	20%																																
アウトプット指標																																						
特定保健指導実施率	8%	10%	15%	20%	25%	30%																																
実施計画 <table border="1"> <thead> <tr> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健診結果を基に事業主等との面談を通じて健康課題の共有し、特定保健指導対象者については特定保健指導の依頼をし特定保健指導の実施につなげる。</td> <td>継続</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <th>R9年度</th> <th>R10年度</th> <th>R11年度</th> </tr> <tr> <td>継続</td> <td>継続</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>				R6年度	R7年度	R8年度	健診結果を基に事業主等との面談を通じて健康課題の共有し、特定保健指導対象者については特定保健指導の依頼をし特定保健指導の実施につなげる。	継続	継続	R9年度	R10年度	R11年度	継続	継続	継続																							
R6年度	R7年度	R8年度																																				
健診結果を基に事業主等との面談を通じて健康課題の共有し、特定保健指導対象者については特定保健指導の依頼をし特定保健指導の実施につなげる。	継続	継続																																				
R9年度	R10年度	R11年度																																				
継続	継続	継続																																				

2 事業名 特定健診（被保険者）

対応する健康課題番号 No.8



事業の概要 対象 対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者 方法 事業所から提供を受けた健診結果を基に生活習慣病予防のために実施、加入者の健康維持 体制 事業主が行う定期健診と併せて、メタボリックシンドロームに着目した健康状況の把握及びリスク者の選別		事業目標 被保険者の特定健診実施率90%以上。健診受診の促進を行い、健診結果により健康状態の確認・把握をする。							
		評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			内臓脂肪症候群該当者割合	25%	24%	23%	22%	21%	20%
			アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			特定健診実施率	79.2%	81.6%	84%	86.3%	88.7%	91.1%
実施計画									
R6年度			R7年度			R8年度			
・事業主と協力して健診の重要性の広報周知の実施。 ・事業主定期健診健診結果等を確実に取得する。未提供事業所へ健診結果の情報提供依頼を送付する。			継続			継続			
R9年度			R10年度			R11年度			
継続			継続			継続			

3 事業名 特定健診（被扶養者）

対応する健康課題番号 No.3



事業の概要 対象 対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者 方法 被扶養者の自宅あて健診受診案内の送付（1回目）、女性被扶養者の自宅あて巡回健診案内の送付（2回目・外部委託）、未受診者への受診勧奨状の送付（9月予定）する 体制 希望者からの申し込みにより健保組合又は外部委託先から受診券（健診に必要な書類）を交付し、自宅あてに送付する		事業目標 被扶養者の特定健診実施率65%以上。被扶養者の健診受診の促進を行い、健康状態を確認する。							
		評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			内臓脂肪症候群該当者割合	7%	6.5%	6%	5.5%	5%	4%
			アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			特定健診実施率	40%	45%	50%	55%	60%	65%
実施計画									
R6年度			R7年度			R8年度			
被扶養者の自宅あて健診受診案内の送付（1回目）、女性被扶養者の自宅あて巡回健診案内の送付（2回目・外部委託）、未受診者への受診勧奨状の送付（9月予定）する。			継続			継続			
R9年度			R10年度			R11年度			
継続			継続			継続			

4 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.1, No.4



事業の概要 対象 対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者 方法 事業所から提供を受けた健診結果を基に特定保健指導選定者を抽出し外部委託事業者に委託しICTを用いた特定保健指導を実施する。人間ドック等健診施設では、健診日に特定保健指導の初回又は分割初回面談を行う。ICTを用いた遠隔特定保健指導を実施する（予定） 体制 人間ドック契約施設と特定保健指導の実施契約を締結。併せて、外部委託業者とも契約しICTを用いた遠隔特定保健指導を実施		事業目標 ・特定保健指導実施率30%以上。 ・リスク保有者（保健指導該当者）へ保健指導による生活習慣、健康状態の改善により、生活習慣病関連の医療費の削減を図る。							
		評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			特定保健指導対象者の減少率	15%	16%	17%	18%	19%	20%
			アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			特定保健指導実施率	8%	10%	15%	20%	25%	30%
実施計画									
R6年度			R7年度			R8年度			
事業所との連携による特定保健指導対象者へ受診案内の送付。ICTを用いた指導実施により業務時間内での利用を可能とし初回面談を行う。人間ドック健診施設では健診当日に初回面談を実施する。			継続			継続			
R9年度			R10年度			R11年度			
継続			継続			継続			

5 事業名 **胃がん検査**

対応する健康課題番号 **No.8**



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	特定健診と併せて胃検査を行い、胃がんの早期発見のために実施
体制	事業主が行った特定健診と併せて胃検査を実施したときに費用補助

事業目標

新生物のうち「胃がん」は早期発見、早期治療で重症化の予防ができるため受診率の向上を図る。

アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
評価指標	本事業でのアウトカム測定ができないため (アウトカムは設定されていません)					
アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
胃がん検査実施人数	285人	290人	295人	300人	305人	310人

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
胃検査の有効性を訴求し啓蒙強化を図る。	継続	継続
R9年度	R10年度	R11年度
継続	継続	継続

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	1,940 / 2,772 = 70.0 %	2,019 / 2,766 = 73.0 %	2,098 / 2,760 = 76.0 %	2,176 / 2,755 = 79.0 %	2,255 / 2,750 = 82.0 %	2,333 / 2,745 = 85.0 %
		被保険者	1,679 / 2,120 = 79.2 %	1,727 / 2,117 = 81.6 %	1,775 / 2,114 = 84.0 %	1,822 / 2,111 = 86.3 %	1,870 / 2,108 = 88.7 %	1,917 / 2,105 = 91.1 %
		被扶養者 ※3	261 / 652 = 40.0 %	292 / 649 = 45.0 %	323 / 646 = 50.0 %	354 / 644 = 55.0 %	385 / 642 = 60.0 %	416 / 640 = 65.0 %
	実績値 ※1	全体	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %
		被保険者	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %
		被扶養者 ※3	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	37 / 449 = 8.2 %	45 / 445 = 10.1 %	66 / 440 = 15.0 %	87 / 435 = 20.0 %	108 / 430 = 25.1 %	128 / 425 = 30.1 %
		動機付け支援	13 / 158 = 8.2 %	16 / 155 = 10.3 %	23 / 154 = 14.9 %	30 / 152 = 19.7 %	38 / 150 = 25.3 %	45 / 149 = 30.2 %
		積極的支援	24 / 291 = 8.2 %	29 / 290 = 10.0 %	43 / 286 = 15.0 %	57 / 283 = 20.1 %	70 / 280 = 25.0 %	83 / 276 = 30.1 %
	実績値 ※2	全体	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %
		動機付け支援	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %
		積極的支援	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %	0 / 0 = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

令和6年度～令和11年度の各年度の計画値を設定し、その計画値に近づきよう事業主、被保険者及び被扶養者に協力を得て計画値を目標として特定健康診査及び特定保健指導を行う。

特定健康診査等の実施方法（任意）

1 実施場所

特定健康診査は、被保険者については事業主健診結果を活用し、人間ドックは委託健診機関で実施する。
被扶養者は特定健康診査は健保連集合契約及び委託先で実施する。
特定保健指導については、委託健診機関及び委託先にて実施する。

2 実施項目

実施項目は特定健康診査及び特定健康診査項目を含む人間ドック・生活習慣病健診の項目とする。

3 実施時期

特定健康診査及び特定保健指導共に通年とする。

4 委託の有無

①特定健診

委託健診機関及び委託業者と個別契約を締結し、委託する。

②特定保健指導

委託健診機関及び委託業者と個別契約を締結し、委託する。

5 受診方法

①特定健診

当健保組合契約健診施設又は健保連集合契約により、特定健康診査を受診する。

被扶養者には受診券を発行し、対象者の自宅に送付することにより健保連集合契約での受診を周知する。

②特定保健指導

当健保組合契約健診施設及び委託先が設定した施設にて実施する。

6 周知、案内方法

加入者への周知は、当健保組合機関誌やホームページにて掲載して行う。

7 健診データの受領方法

健診データは、契約健診機関から電子データ等を月単位で受領し、当組合にて保管する。

8 特定保健指導対象者の選出方法

特定保健指導の対象者については、効果の面からは40歳代の者から優先して選出するが、年齢に制限は設けない。

個人情報の保護

当健康保険組合は、神奈川県管工事業健康保険組合「個人情報保護管理規定」を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

個人情報管理者は常務理事とし健保組合内組織を統括する。知り得た個人情報の利用は健保組合の職員に限る。

外部委託する場合は、個人情報の利用・範囲・利用者・管理方法などを契約書に明記することとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画書の周知は機関誌又はホームページに掲載する。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

特定健康診査は、全体の実績値は令和元年度までは実績値が計画値を上回っているが、令和2～3年度は計画値を下回っているため、計画値を上回ることを目指す。

特定保健指導においては、計画値を下回っており、計画値に近づけるような、事業主の協力、理解を得た実施値向上の対策を行う必要がある。